

各種技能講習会等のご案内

平成29年4月～平成29年7月

(次回の案内は、3月中旬発行予定)

申込方法

講習会の空き状況を「ホームページ」又は「電話」にてご確認ください。
併せて、「講習会申込みの注意事項について」をご参照のうえ、下記要領(1～3)にて手続きして下さい。

1. FAXによる申込みの場合

(講習会開催日の1週間前まで。ただし、満員になり次第締め切ります。)

2. 現金書留による申込みの場合

(講習会開催日の1週間前まで。ただし、満員になり次第締め切ります。)

3. 当支部窓口にて申込みの場合

(講習会開催日の前日まで。ただし、満員になり次第締め切ります。)

申込書・身分証明書をFAXし、受講料・テキスト代の振込みをして下さい

<振込先>

みずほ銀行 京橋支店
普通 1322393
建設業労働災害防止協会
東京支部

※申込書と入金を確認できた時点で申込み完了です。

※請求書は発行しておりません。

※振込み手数料は、ご負担下さい。

※金融機関の振込金受領書をもって領収書に代えさせていただきます。

※領収証が必要な場合は、現金書留で申込み下さい。

申込書・身分証明書に受講料・テキスト代を同封のうえ、現金書留にて送付して下さい

申込書・身分証明書に受講料・テキスト代を添えて申込みして下さい

受講票・テキスト・申請書等を宅急便(送料 着払い)で送付します

受講票・テキスト・申請書・領収証等を宅急便(送料 着払い)で送付します

受講票・テキスト・申請書・領収証等をその場でお渡しします



東京労働局長登録教習機関

建設業労働災害防止協会東京支部

〒104-0032 東京都中央区八丁堀2丁目5番1号 東京建設会館3階

TEL 03-3551-5372 FAX 03-3551-5374

<http://www.kensaibou-t.com>

建災防東京支部

検索

講習会申込みの注意事項について

建設業労働災害防止協会東京支部

- ※1 申込用紙は、当支部ホームページからプリントアウトできます。
申込用紙には、「各種講習の受講対象者一覧表」をご参照のうえ、必要事項を記入して下さい。
- ※2 申込みの際は、受講者の身分証明書を必ず添付して下さい。(下記書類のいずれかの写しを添付)
 - ・自動車運転免許証 ・健康保険証 ・住民基本台帳カード ・マイナンバーカード(表紙のみ)
 - ・住民票(個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの)<外国籍の方>・在留カード ・特別永住者証明書
(修了証の氏名は在留カード・特別永住者証明書の記載のとおりとなります)
- ※3 各種講習の受講対象者一覧表の各講習種目の「受講対象者」欄「2」に該当する者(作業経験2年以上3年未満の者)は、「卒業証明書の写し」を添付して下さい。なお、講習日当日は、「原本」を提出して下さい。
- ※4 高所作業車運転技能講習を申込みする際は、「自動車運転免許証等の資格証の写し」を添付して下さい。なお、講習日当日は、「原本」を呈示して下さい。
- ※5 足場の組立て等作業主任者能力向上教育講習を申込みする際は、「足場の組立て等作業主任者技能講習修了証の写し」を添付して下さい。なお、講習日当日は、「原本」を呈示して下さい。
- ※6 申込み受付後の受講日の変更・取消しは、原則として認めておりません。
また、申込み受付後の受講料・テキスト代については、返金しておりません。
なお、業務の都合等により受講できない場合は、受講者の変更は可能です。その場合は、受講資格のある代替りの方が受講するようにして下さい。
- ※7 「建設労働者確保育成助成金」を申請される方で領収証が必要な場合は、現金書留又は当支部窓口にてお申込み下さい。

修了証の交付について

技能講習修了証は、全時間受講し、かつ試験に合格した方に講習会終了後1週間以内に郵送します。
特別教育・安全衛生教育修了証は、全時間受講した方に講習会終了後1週間以内に郵送します。

- ※ 修了証は、「簡易書留」郵便にて送付いたしますので、392円分の切手を貼付した返信用封筒を講習日当日にご用意していただきます。
なお、同一会社で複数人受講の場合でも各自ご用意していただきます。

日程表 (平成29年4月～平成29年7月)

建設業労働災害防止協会東京支部

※東京支部会員は4月開催分からのテキスト代が約2割引きとなりました。

講習種目 (東京労働局長登録番号:登録満了日)	開催日	学科会場 (略称名)	受講料及びテキスト代	
			一般	東京支部 会員
地山の掘削及び土止め支保工 (安第255号:平成31年3月30日)	4 / 24・25・26 5 / 15・16・17 7 / 24・25・26	台東区民 台東区民 トラック	16,570円 内 [受 14,000] [テ 2,570]	16,060円 内 [受 14,000] [テ 2,060]
足場の組立て等 (安第1号:平成31年3月30日)	4 / 11・12 5 / 25・26 6 / 21・22 7 / 18・19	台東区民 東安研(本) 台東区民 東安研(本)	11,650円 内 [受 10,000] [テ 1,650]	11,320円 内 [受 10,000] [テ 1,320]
型枠支保工の組立て等 (安第3号:平成31年3月30日)	4 / 18・19 7 / 3・4	台東区民 台東区民	11,950円 内 [受 10,000] [テ 1,950]	11,560円 内 [受 10,000] [テ 1,560]
建築物等の鉄骨の組立て等 (安第219号:平成31年3月30日)	5 / 11・12 7 / 20・21	東安研(本) 東安研(本)	11,850円 内 [受 10,000] [テ 1,850]	11,480円 内 [受 10,000] [テ 1,480]
鋼橋架設等 (安第216号:平成31年3月30日)	6 / 6・7	東安研(本)	11,850円 内 [受 10,000] [テ 1,850]	11,480円 内 [受 10,000] [テ 1,480]
木造建築物の組立て等 (安第171号:平成31年3月30日)	6 / 26・27	台東区民	11,540円 内 [受 10,000] [テ 1,540]	11,230円 内 [受 10,000] [テ 1,230]
コンクリート造の工作物の解体等 (安第175号:平成31年3月30日)	4 / 10・11	東安研(本)	12,160円 内 [受 10,000] [テ 2,160]	11,730円 内 [受 10,000] [テ 1,730]
有機溶剤 (衛第20号:平成31年3月30日)	5 / 15・16	台東区民	11,940円 内 [受 10,000] [テ 1,940]	11,560円 内 [受 10,000] [テ 1,560]
石綿 (衛第50号:平成31年3月30日)	4 / 5・6 5 / 22・23 6 / 20・21 7 / 24・25	電業会館 電業会館 電業会館 台東区民	12,550円 内 [受 10,000] [テ 2,550]	12,040円 内 [受 10,000] [テ 2,040]
酸素欠乏・硫化水素危険 (衛第28号:平成31年3月30日)	4 / 25・26・27 5 / 17・18・19 6 / 26・27・30 (30日のみ台東区民会館) 7 / 18・19・20	電業会館 電業会館 電業会館 台東区民	16,850円 内 [受 15,000] [テ 1,850]	16,480円 内 [受 15,000] [テ 1,480]
玉掛け (安第133号:平成31年3月30日)	4 / 17・18 実技 4 / 20 or 21 or 24 or 25 or 26 5 / 10・11 実技 5 / 15 or 16 or 17 or 18 or 19 6 / 1・2 実技 6 / 6 or 7 or 8 or 9 or 12 7 / 5・6 実技 7 / 10 or 11 or 12 or 13 or 14 ※実技講習日は申込み受付順で決めさせていただきます	台東区民 台東区民 台東区民 台東区民	24,640円 内 [受 23,000] [テ 1,640]	24,320円 内 [受 23,000] [テ 1,320]
高所作業車運転(学科一部免除) (学科のうち「原動機に関する知識」の科目のみ免除) (安第199号:平成31年3月30日)	5 / 11 実技 5 / 15	東安研(別)	37,150円 内 [受 35,300] [テ 1,850]	36,780円 内 [受 35,300] [テ 1,480]

日程表 (平成29年4月～平成29年7月)

建設業労働災害防止協会東京支部

※東京支部会員は4月開催分からのテキスト代が約2割引きとなりました。

講習種目	開催日	学科会場 (略称名)	受講料及びテキスト代	
			一般	東京支部 会員
足場の組立て等(6時間)	4 / 14 7 / 26	台東区民 東安研(本)	9,300円 内 [受 8,500] [テ 800]	9,140円 内 [受 8,500] [テ 640]
足場の組立て等(時間短縮3時間)	6 / 23	東安研(本)	7,300円 内 [受 6,500] [テ 800]	7,140円 内 [受 6,500] [テ 640]
自由研削用といしの 取替え等の業務	7 / 21	台東区民	11,770円 内 [受 11,000] [テ 770]	11,620円 内 [受 11,000] [テ 620]
統括安全衛生責任者教育	4 / 13 CPDS登録番号 395571 5 / 12 CPDS登録番号 395572 6 / 12 CPDS登録番号 395573 7 / 11 CPDS登録番号 395574	台東区民 台東区民 東安研(本) 東安研(本)	10,340円 内 [受 8,500] [テ 1,840]	9,980円 内 [受 8,500] [テ 1,480]
職長・安全衛生責任者教育	4 / 5・6 4 / 24・25 5 / 9・10 5 / 29・30 6月上旬開催予定(日程が決まり次第ホームページに掲載します) 6 / 28・29 7 / 13・14 7 / 26・27	台東区民 立川リスル 台東区民 台東区民 台東区民	17,060円 内 [受 15,000] [テ 2,060]	16,650円 内 [受 15,000] [テ 1,650]
新 総合工事業者のための リスクアセスメント研修	6 / 21	台東区民	14,100円 内 [受 10,500] [テ 3,600]	13,400円 内 [受 10,500] [テ 2,900]
施工管理者等のための 足場点検実務者研修	4 / 7 CPDS登録番号 395576 5 / 29 CPDS登録番号 395577 6 / 9 CPDS登録番号 395578 7 / 4 CPDS登録番号 395579	台東区民 台東区民 東安研(本) 台東区民	9,040円 内 [受 7,500] [テ 1,540]	8,730円 内 [受 7,500] [テ 1,230]
建設業における 熱中症予防指導員・管理者研修	5 / 31	台東区民	12,040円 内 [受 10,500] [テ 1,540]	11,730円 内 [受 10,500] [テ 1,230]

7,540 6,000 6,000 7,230

会場名と所在地

<学科>

(略称名)

● 台東区民	● 台東区民会館	台東区花川戸2-6-5	● 東安研(本)	● 東京安全衛生研修センター本館	江戸川区中央1-8-1
● 電業会館	● 東京電業会館	港区元赤坂1-7-8	● 東安研(別)	● 東京安全衛生研修センター別館	江戸川区中央1-8-1
● トラック	● 東京トラック事業健保会館	千代田区四番町5-7	● 総合文化	● 江戸川区総合文化センター	江戸川区中央4-14-1
● 徳米ビル	● 徳米ビル3階防災会議室	港区芝5-33-7	● 立川リスル	● たましんRISURUホール	立川市錦町3-3-20

<実技>

◎ 玉掛け	◎ 磯コマキ 臨海車庫	江戸川区臨海町6-1-1	◎ 高所作業車	◎ 東京安全衛生研修センター別館	江戸川区中央1-8-1
-------	-------------	--------------	---------	------------------	-------------

各種講習の受講対象者一覧表

建設業労働災害防止協会東京支部

講習種目	受講対象者
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	1. 地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業経験が3年以上ある者 2. 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校で土木、建築、農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後の作業経験が2年以上ある者(卒業証明書添付) 3. その他厚生労働大臣が定める者
ずい道等の掘削等(山岳・シールド)作業主任者	※満18才に達してから、次の経験・資格を有する者 1. ずい道等の掘削の作業又はこれに伴うずり積み、ずい道支保工の組立て、ロックボルトの取付け若しくはコンクリート等の吹付けの作業経験が3年以上ある者で、満21才以上の者 2. 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校で土木、建築、農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後の作業経験が2年以上ある者(卒業証明書添付) 3. その他厚生労働大臣が定める者
ずい道等の覆工作業主任者	※満18才に達してから、次の経験・資格を有する者 1. ずい道等の覆工の作業経験が3年以上ある者で、満21才以上の者 2. 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校で土木、建築、農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後の作業経験が2年以上ある者(卒業証明書添付) 3. その他厚生労働大臣が定める者
足場の組立て等作業主任者	※満18才に達してから、次の経験・資格を有する者 1. 足場の組立て、解体又は変更の作業経験が3年以上ある者で、満21才以上の者 2. 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校で土木、建築、造船に関する学科を専攻して卒業した者で、その後の作業経験が2年以上ある者(卒業証明書添付) 3. その他厚生労働大臣が定める者
型枠支保工の組立て等作業主任者	1. 型枠支保工の組立て又は解体の作業経験が3年以上ある者 2. 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校で土木、建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後の作業経験が2年以上ある者(卒業証明書添付) 3. その他厚生労働大臣が定める者
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	1. 建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更の作業経験が3年以上ある者 2. 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校で土木、建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後の作業経験が2年以上ある者(卒業証明書添付) 3. その他厚生労働大臣が定める者
鋼橋架設等作業主任者	1. 橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成されるものの架設、解体又は変更等の作業経験が3年以上ある者 2. 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校で土木、建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後の作業経験が2年以上ある者(卒業証明書添付) 3. その他厚生労働大臣が定める者
コンクリート橋架設等作業主任者	1. 橋梁の上部構造であって、コンクリート造のもの架設又は変更の作業経験が3年以上ある者 2. 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校で土木、建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後の作業経験が2年以上ある者(卒業証明書添付) 3. その他厚生労働大臣が定める者
木造建築物の組立て等作業主任者	1. 木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業経験が3年以上ある者 2. 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校で土木、建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後の作業経験が2年以上ある者(卒業証明書添付) 3. その他厚生労働大臣が定める者

各種講習の受講対象者一覧表

建設業労働災害防止協会東京支部

講習種目	受講対象者
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	1. コンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業経験が3年以上ある者 2. 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校で土木、建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後の作業経験が2年以上ある者(卒業証明書添付) 3. その他厚生労働大臣が定める者
有機溶剤作業主任者	満18才以上の者
石綿作業主任者	満18才以上の者
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	満18才以上の者
玉掛	満18才以上の者
高所作業車運転技能講習(学科一部免除) (学科のうち「原動機に関する知識」の科目のみ免除)	満18才以上の者で、次のいずれかの資格を有する者 ①自動車運転免許証(大型特殊・大型・中型・普通) ②フォークリフト・ショベルローダー等・車両系建設機械・不整地運搬車技能講習修了証 ③移動式クレーン運転士免許証、小型移動式クレーン運転技能講習修了証 ④建設業法施行令に規定する建設機械施工技術検定合格証 ※受講申込みの際には、上記資格証の写しを添付して下さい
足場の組立て等特別教育(6時間)	満18才以上の者で、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務(地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く)に新たに就く者
足場の組立て等特別教育(時間短縮3時間)	満18才以上の者で、平成27年7月1日以前に足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務(地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く)に就いていた者
研削といしの取替え等の業務特別教育(自由研削用といしの取替え又は取替え時の試運転の業務)	満18才以上の者
統括安全衛生責任者教育	元方事業者の工事現場責任者並びに統括安全衛生管理業務担当者
職長・安全衛生責任者教育	常時現場にあつて部下を直接指導又は監督する者 (職長教育と安全衛生責任者に対する教育を併せて行う)
新総合工事業者のための リスクアセスメント研修	①建設企業において、施工要領書等の作成など、リスクアセスメントに携わる管理者(総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者の店社衛生スタッフ等) ②建設工事現場の安全関係の管理者(統括安全衛生責任者(作業所長等)、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者、作業所工事主任クラス等)
足場の組立て等作業主任者能力向上教育	足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者 ※受講申込みの際には、修了証の写しを添付して下さい
施工管理者等のための足場点検実務者研修	建設工事の施工管理の実務に従事した経験のある者及び店社の安全衛生部門で足場の設置計画書の審査、工事現場の安全パトロール等の業務を担当している者
建設業等における 熱中症予防指導員・管理者研	建設企業等において熱中症予防のための教育・指導に当たる者 (例えば、衛生管理者、労働衛生コンサルタント、店社スタッフ、施工管理者及び職長・安全衛生責任者等)

※高等専門学校とは、学校教育法に定めるもので、各種専門学校はこれに含まれません

※満18才以上の者とは、原則として年少者労働基準規則第8条(就業制限)によるものです

平成29年度 各種技能講習等実施計画

建設業労働災害防止協会東京支部

技能講習	講習日数	講習時間		実施予定月											
		学科	実技	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	学科3日	17時間		●	●		●		●		●		●		
ずい道等の掘削等(山岳)作業主任者	学科2日	13時間								●					
ずい道等の掘削等(シールド)作業主任者	学科2日	13時間								●					
ずい道等の覆工作業主任者	学科2日	13時間								●					
足場の組立て等作業主任者	学科2日	13時間		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
型枠支保工の組立て等作業主任者	学科2日	13時間		●			●		●		●		●		●
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	学科2日	11時間			●		●		●		●		●		●
鋼橋架設等作業主任者	学科2日	11時間				●									
コンクリート橋架設等作業主任者	学科2日	11時間							●						
木造建築物の組立て等作業主任者	学科2日	13時間				●						●			
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	学科2日	13時間						●						●	
有機溶剤作業主任者	学科2日	12時間			●			●			●			●	
石綿作業主任者	学科2日	10時間		●	●	●	●	●		●		●		●	
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	学科2日・実技1日	11時間30分	4時間	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
玉掛け	学科2日・実技1日	12時間	7時間	●	●	●	●		●						●
高所作業車運転(学科一部免除)	学科1日・実技1日	8時間	6時間		●			●			●				●

特別教育・安全衛生教育等	講習日数	講習時間		実施予定月											
		学科	実技	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
足場の組立て等特別教育(6時間)	学科1日	6時間		●			●			●			●		
足場の組立て等特別教育(時間短縮3時間)	学科1日	3時間				●									
自由研削用といしの取替え等の業務特別教育	学科1日(実技含)	4時間	2時間				●								
統括安全衛生責任者教育	学科1日	7時間		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
職長・安全衛生責任者教育	学科2日	14時間		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
新 総合工事業者のためのリスクアセスメント研修	学科1日	7時間				●						●			
足場の組立て等作業主任者能力向上教育	学科1日	7時間						●							
施工管理者等のための足場点検実務者研修	学科1日	4時間		●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●
建設業等における熱中症予防指導員研修	学科1日	3時間30分			●										
玉掛け従事者安全衛生教育	学科1日	5時間										●			
石綿取扱い作業従事者特別教育	学科1日	4時間30分													
酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育	学科1日	5時間30分													
丸のこ等取扱い作業従事者教育	学科1日(実技含)	3時間30分	1時間												
建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育(※)	学科1日(実技含)	4時間	2時間												

企業、団体等からのご依頼により委託講習(出張講習)にて実施

(注) 上記の年間計画は、都合により、開催を変更・中止することがあります。

(※)建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育

当該教育は、建設工事に従事する労働者の不安全行動、ヒューマンエラー等の防止を目的として、建設業労働災害防止協会都道府県支部が専門機関として、事業者に代わって安全衛生教育を実施するものです。国土交通省地方整備局や自治体等が発注する工事においては、施工業者が当該教育を実施した場合、工事成績評価の際に加点されます。

建設労働者確保育成助成金制度

建設業労働災害防止協会東京支部

受給対象・・・「中小建設事業主」の方に助成されます

「中小建設事業主」で下記要件を満たしていること。
また、受講料は会社で負担し、受講期間中も受講者に賃金が支払いされていること。

- ① 資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下、または常用労働者数300人以下であること
- ② 雇用保険料率が1000分の16.5に加入していることで、保険料を納めていること
- ③ 受講者は雇用保険の被保険者であること

助成金額(経費助成・賃金助成)

★ 経費助成(講習費の経費を助成)・・・受講料及びテキスト代の**80%の額**

★ 賃金助成(講習日に事業主が賃金を支払った場合の賃金を助成)・・・日額の上限**8000円/1日**

ただし、所定労働時間労働した場合の通常の賃金額以上の賃金が支払われている場合。
平均賃金日額により助成されるため、算定した額が8000円未満のときはその算定した額。

技能実習コース(経費助成・賃金助成)の必要書類

※ 助成金を申請される方は、事前に計画届の届出が必要です

計 画 届・・・技能実習を開始する日の原則1ヵ月前までに計画届と必要書類一式を都道府県労働局またはハローワークへの届出が必要です。

支給申請書・・・講習会終了後、支給申請書及び支給申請内訳書と返信用封筒(82円切手を貼付)を同封のうえ、当支部へ郵送して下さい。受講証明印を押印のうえ、カリキュラムを添付して返送いたします。
また、必要書類一式を添えて、技能実習を終了した日の翌日から原則2ヵ月以内に都道府県労働局またはハローワークへ提出して下さい。

提 出 先・・・事業所の所在地が東京都の方は、
「東京労働局職業安定部職業対策課 助成金 第3係」
文京区後楽2-3-21 住友不動産飯田橋ビル3階(03-3813-5071)

上記以外の方は、道府県労働局またはハローワーク

建災防東京支部対象講習

- ・技能講習(有機溶剤・石綿を除く)
- ・足場の組立て等特別教育(6時間)
- ・足場の組立て等特別教育(時間短縮3時間)

助成金の手続き方法は、インターネットにて「建設労働者確保育成助成金」を検索して下さい。